

自治基本条例策定だより

—まちのルールづくり、はじめます。

vol.1

地方分権が進み、「地域のこと
は地域が決める」という原則のも
と、住民・議会・行政が協働して
まちづくりを進めることが求めら
れています。その基本的なルール
となるのが、「自治基本条例」です。



1. 自治基本条例とは？

1. なぜ条例を策定するのか

これまで国は、生活上（政治、
経済、文化）を効率的に推進するため、
統一性、公平性を重視し、権限や財
源を集中させる「中央集権システム」
により政策を進めてきました。その
ため、国と自治体（都道府県・市町村）

との関係は、国が目標や方針を示し、
その実現のため、自治体に指示を与
える「上下・主従」の関係でした。

しかし、近年の「ITの普及、少
子高齢化、経済の停滞」などにより、
社会を取り巻く環境は大きく変わ
り、人々や地域のニーズも多様化し、
これまでの中央集権型のシステムで
は、個別の課題への対応が困難な状
況となってきました。そこで、これ
らの課題を解決するため、地域の特
性や多様化に合ったまちづくりを進
め、「地域のこと」は地域で考え、地
域で決定する」という意識が高まっ
ています。また、国が持つ「権限や
財源など」を自治体に移すこと「地
方分権」に向けて、平成12年4月に
地方分権一括法が施行され、国と自
治体の関係は「上下・主従から対
等・協力」になりました。

これにより、自治体運営について、
国の指示に従い事業を推進する方式
から、地域のこと自分たちで考え、

自分たちの責任で決めていく方式に
変わったといえます。そうした中で
必要となるのが、「自治基本条例」
です。この条例は、山北町に関係す
る人々（住民・議会・行政など）の
役割や権利などを明確にして、自治
の最も基本的な理念や仕組みなどと
合わせて条例という形で法的に規定
するものです。

町では、自治の方針、基本的なル
ール、仕組みなどを定めた「山北町自
治基本条例」の策定に向けた取り組
みを進めています。

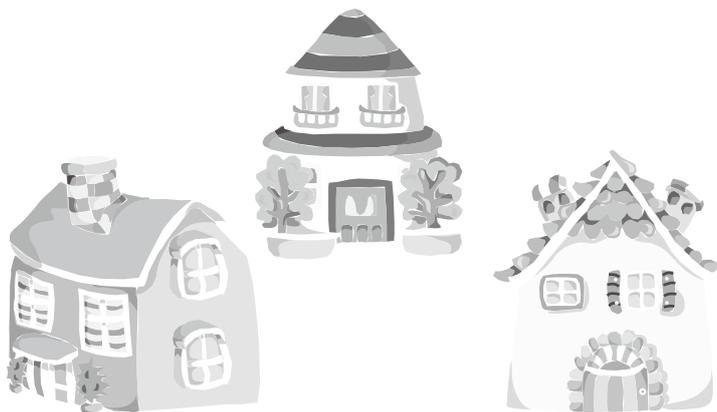
2. 条例の性格及び 位置づけについて

自治基本条例とは、自治の方針、
基本的なルールなど、自治体として
の必要な事項を定めるものであり、
山北町の実態（特性）に合った条例
策定を進める必要があります。

3. 策定の視点について

策定の検討にあたっては、住民と
の合意はもちろんのこと、条例の必
要性、条例の性格等を十分に議論し、
山北町の実態にあった実施可能な内
容とします。

条例に規定される事項は「まちづ
くりの基本原則」「住民と行政の情
報共有の推進」「住民のまちづくり
への参加の推進」「コミュニティの
育成」「住民と行政の役割と責務」「住
民と行政の協働」「町の財政」「行政
評価」などが考えられます。



4. どうやって策定していくのか

策定作業にあたっては、条例の性格上、住民主体を原則に協働(住民・行政)により進めることとし、検討内容等の情報は広く住民の方々に提供します。

全国に広がる制定の動き

平成13年4月に北海道ニセコ町で「ニセコ町まちづくり基本条例」が施行されました。これが全国で初めて制定された自治基本条例です。現在、こうした自治基本条例制定の動きは全国の市町村に広がっています。(県内では川崎市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大井町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町が制定)。

2. なぜ、今

自治基本条例なのか？

1. 自治基本条例の必要性

地方分権一括法施行前に比べ、地

方自治体が自らそのあり方を選択し、政策を実行できる範囲が広がりましたが、その自治体の主役である住民の参加には課題が残りました。

そこで、「まちづくりの主役は住民」であるという認識を持ち、住民でできること、地域でできること、自治体ができるべきことといった、住民と行政のみなさんが協働して、地域の問題を解決するための仕組みづくりの構築が必要となっています。住民のみなさんに関わりの深いものであるため、住民の方にどのように「まちづくりの主役は住民」ということを浸透させるかが重要となっています。

2. 大切なのは、条例をつくる過程

自治基本条例は、地域の問題解決のためのルールを定めた「町の憲法」です。自治基本条例は制定することだけでなく、制定までの過程や、制定された後も町づくりに住民が参加することが大切です。一緒に自分たちの町を知り、町の進むべき方向を考えることで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の力がつきます。町でも、住民のみなさんに自治基本条例に興味を持っていただけるよう、今後も引き続き情報提供をしていきます。

策定までのスケジュール

山北町自治基本条例は、これから平成24年度までの3か年をかけて策定します。

今年度内には条例の素案をとりまとめ、平成23年度には素案をもとに、住民のみなさんと検討を進めます。平成24年度前半には条例案を決定して、その後、議会に提出し、議決を目指します。



みんなで作る自治基本条例

～みなさんの思いを

自治基本条例に～

【問合せ】 企画財政課企画班 電話75-3652